

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条第 6 項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

1. 取り組み状況について

①女性の職業選択に資する情報を公表（令和元年 7 月）

②休暇の取得の促進（平成 31 年 4 月、令和元年 6 月）

③女性職員のスキルアップ研修

・新規採用職員研修	4 名
・再任用職員研修	1 名
・契約事務研修（基礎）	1 名
・文書作成力向上研修	1 名
・法学研修（改正民法）	1 名
・法学研修（地方自治法）	1 名
・働き方改革研修（一般職）	1 名
・働き方改革研修（管理職）	1 名
・e ラーニング研修「法制執務入門（基礎）」	1 名
・パソコン研修	2 名
・ハラスメント防止研修（管理職）	1 名
・新規採用職員研修（第二部）	4 名
・話し方・説明力向上研修	2 名
・サポートが必要な人への接し方研修	1 名
・自治体法務（法制執務）研修	1 名
・自治体の広報	1 名
・令和元年度介護保険事務～制度と運用～	1 名
・令和元年度生活困窮者の自立支援	1 名

2. 数値目標の達成状況について

項 目	実 績 (平成 3 1 年度)	目 標 (令和 2 年度)	備 考
全職員に占める女性職員の割合	4 3 . 8 %	4 5 . 0 %	4 月 1 日現在
管理職（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合	1 9 . 4 %	1 5 . 0 %以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
係長級にある職員に占める女性職員の割合	2 8 . 9 %	3 5 . 0 %以上	4 月 1 日現在で、一般職のうち単労職・教育職を除く
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数	1 2 . 7 日 (平成 3 1 年)	1 4 . 0 日以上 (令和 2 年)	